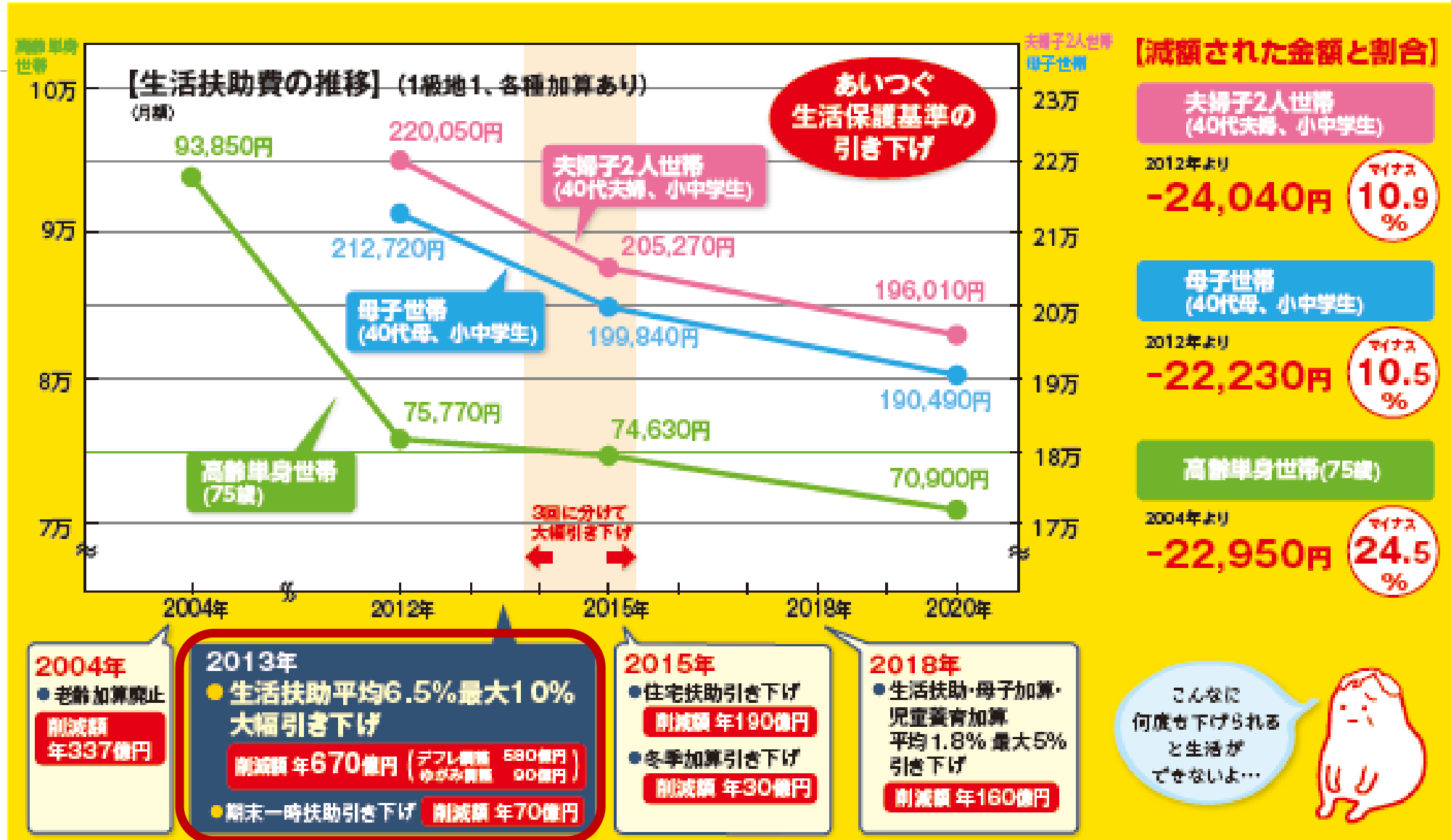

いのちのとりで裁判の現状、到達点と課題

2023年4月17日

いのちのとりで裁判全国アクション事務局長

弁護士 小久保哲郎

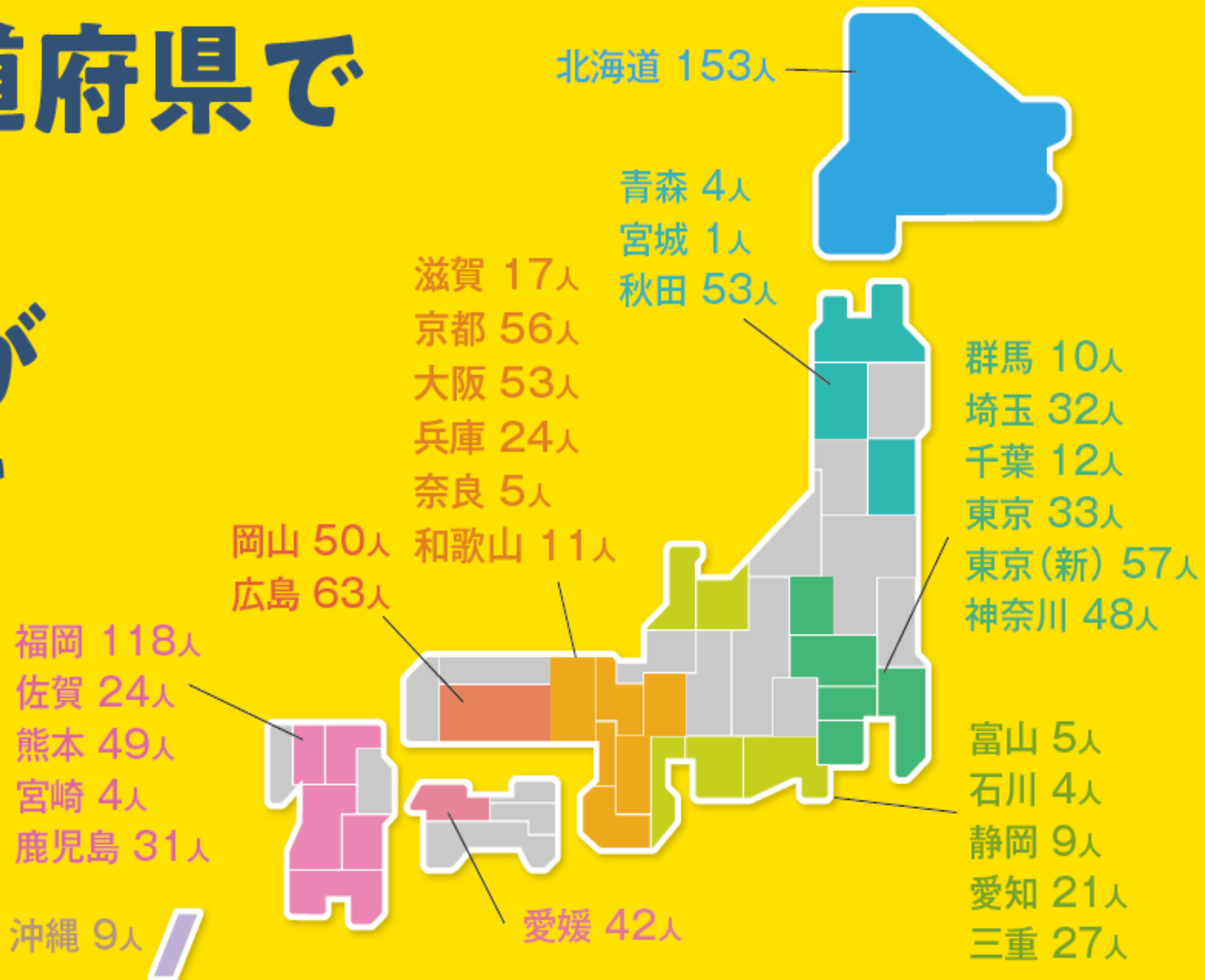
相次ぐ生活保護基準の引下げ



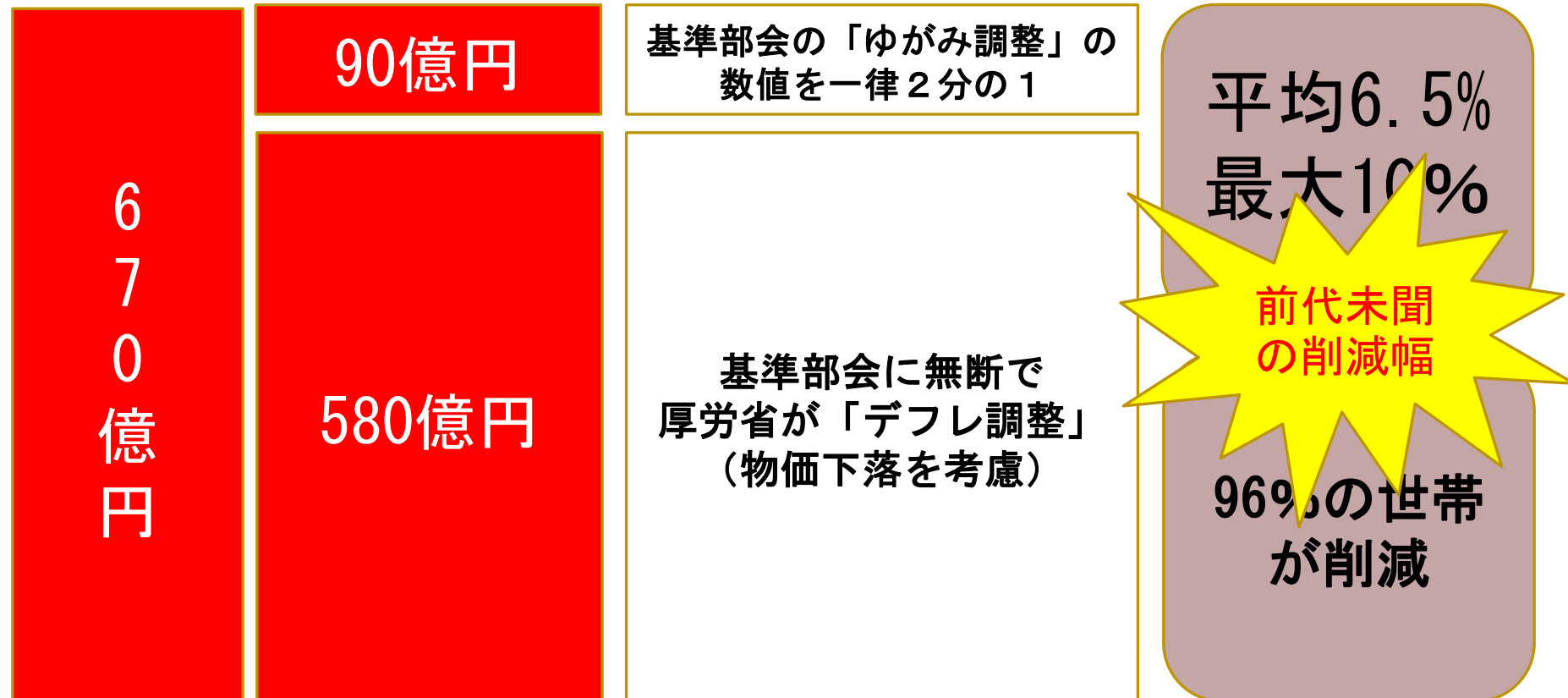
全国29都道府県で 1,000人を 超える原告が 立ち上がって います!

提訴した原告合計1,025人

※亡くなった方等もおられるので原告数は
最大時



史上最大の生活扶助基準の削減(2013年8月～)



本件引下げの際立った特異性

**670億円の削減額のすべてが
専門家による検討を全く経ないで
導き出された！**

2020(令和2)年6月25日 名古屋地裁判決



2020年(令和2年)6月26日(金) 第3版(経済)

名古屋地裁訴え棄却

全国約900人で行われている集団訴訟の初判決だった。国は13年、生活保護費の「生活扶助」の支給額について、3年おきに約6.0%値上げする方針を打ち出した。生活扶助は食費などの生活費であるもので、地域や世帯の人数などに応じて基準額が決まる。厚労省は独自の判断で物価の下落を計算し、この基準額に反映した。原告側は裁判で、この方法が専門家による社会保障審議会・生活保護基準部会で議論せず、きつに下落率が大々たるよう恣意的な計算方法を用いられたと問題視。生活保護法で定められた「最低限度の生活」を保障する「感情で値切られる」危険を指摘し、厚労省の請求を棄却した。

最低限の生活「感情で値切られる」危惧

「最低限の生活」を保障する「感情で値切られる」危険を指摘し、厚労省の請求を棄却した。判決は、生活保護法で定められた「最低限度の生活」を保障する「感情で値切られる」危険を指摘し、厚労省の請求を棄却した。判決は、生活保護法で定められた「最低限度の生活」を保障する「感情で値切られる」危険を指摘し、厚労省の請求を棄却した。

厚労相、国民感情踏まえた政策考慮できる

生活保護減額 違法認めず

2013年の生活保護費の引き上げをめぐる、基準額の法定手続きに問題があったなどとして、愛知県内の愛知県民が国や名古屋市などを相手取り、減額決定の取り消しなどを求めた訴訟の判決が25日、名古屋地裁であった。名古屋地裁長官は「厚生労働省の判断は違法ではなかった」と認定し、原告側の請求を棄却した。

判決は、生活保護法で定められた「最低限度の生活」を保障する「感情で値切られる」危険を指摘し、厚労省の請求を棄却した。判決は、生活保護法で定められた「最低限度の生活」を保障する「感情で値切られる」危険を指摘し、厚労省の請求を棄却した。

「最低最悪」の名古屋地裁6.25判決

「**自民党の政権公約の影響を受けたこと**」を認めながら、
国も主張・立証していないのに、「**国民感情や財政事情**を
踏まえたもの」だから「考慮できることは明らか」とお墨付き

👉 **結論先にありきで調査・検討を怠る「動機の不正」は裁量
権濫用の典型的なものに！**

2021(令和3)年2月22日 大阪地裁判決



2月23日(火) 専頁 日 衆 新

生活保護 司法が一石

原告代表「勝訴大きな力に」

原告代表の森田長博(左)と大飯原隆(右)が、判決報告集会で発言している。森田代表は「勝訴は、原告側への大きな力になる」と述べた。

「保護費引き下げをめぐる訴訟で、大阪地裁は22日、減額した決定を取り消す判決を言い渡した。生活保護を支える原告側が初めて勝訴した。原告代表の森田長博(左)と大飯原隆(右)が、判決報告集会で発言している。森田代表は「勝訴は、原告側への大きな力になる」と述べた。

「国の裁量」逸脱認定

今回の判決は、生活保護費を減額した厚労省の決定に「裁量の逸脱」があったと認め、生活保護費をめぐる過去の訴訟では、この裁量幅を広く認めてきた経緯がある。行政が「決行」する際には一定の裁量認められる生活保護や社会福祉行政の法的拘束力に関する問題に詳しい関西学院大法学部の前田雅子教授(行政法)は、判決を歓迎している。

生活保護を受ける70歳以上の高齢者に支給する「老齢加算」廃止の違法性が争われた訴訟。2012年、最高裁で受給者側の敗訴が確定した。2013～16年の生活保護基準の引き下げが憲法25条に反するなどと訴えた訴訟。名古屋地裁は昨年6月、受給者側の請求を棄却。原告側が控訴し、名古屋高裁で係争中。

森田代表は「勝訴は、原告側への大きな力になる」と述べた。大飯原氏は「判決は、生活保護を受ける高齢者の権利を守る上で大きな意義がある」と述べた。

大阪地裁が違法とした「デフレ調整」とは？

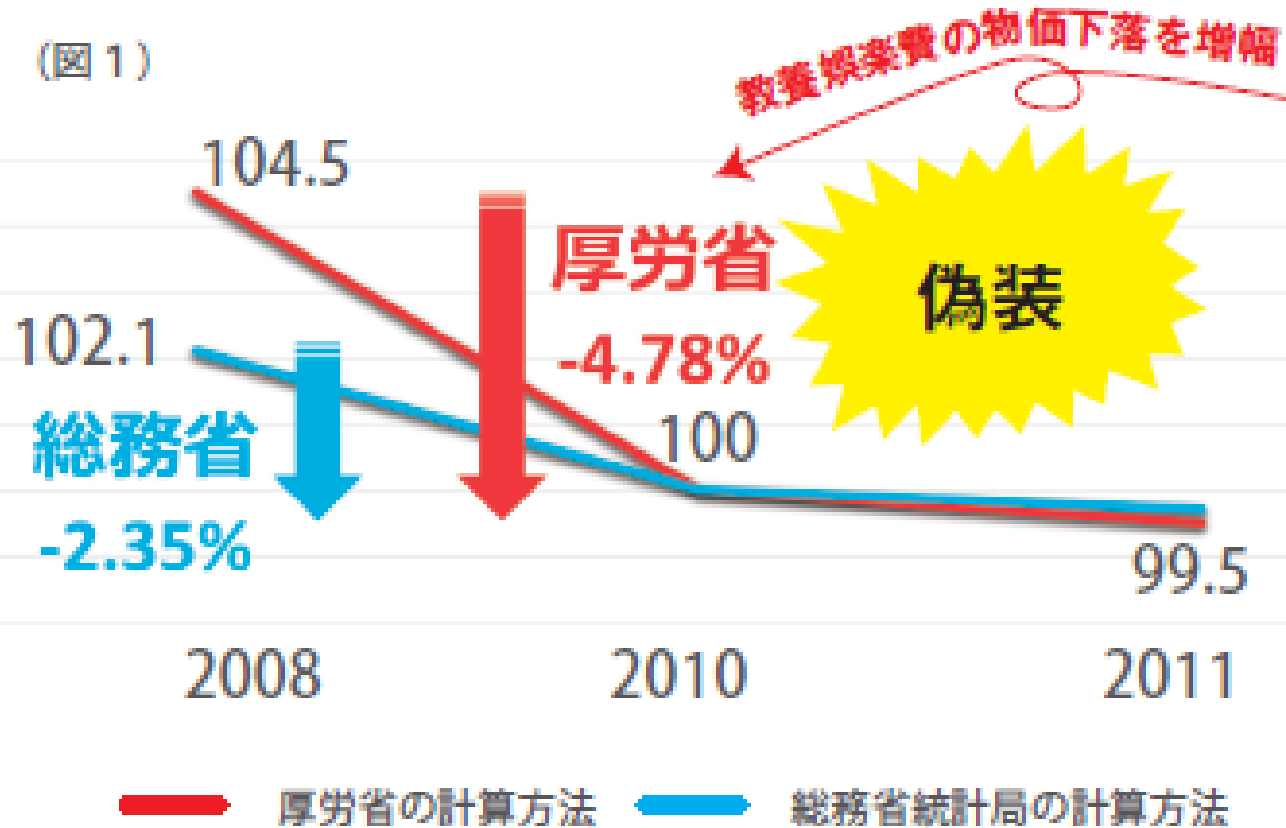
厚労省が独自に編み出した「生活扶助相当CPI(消費者物価指数)」が、平成20年から23年にかけて、「4.78%」下がった

これを根拠に、生活保護利用世帯の「可処分所得」が4.78%実質的に増えたとして、保護基準を引き下げ

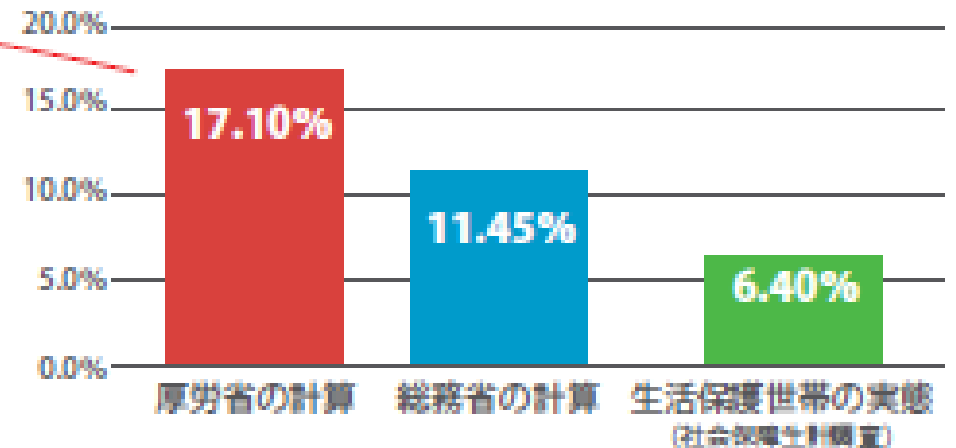
判決の
ポイント①

物価下落が大きくなる計算方法をつかったらアカン!!

(図1)



教養娯楽費の支出割合 (図2)

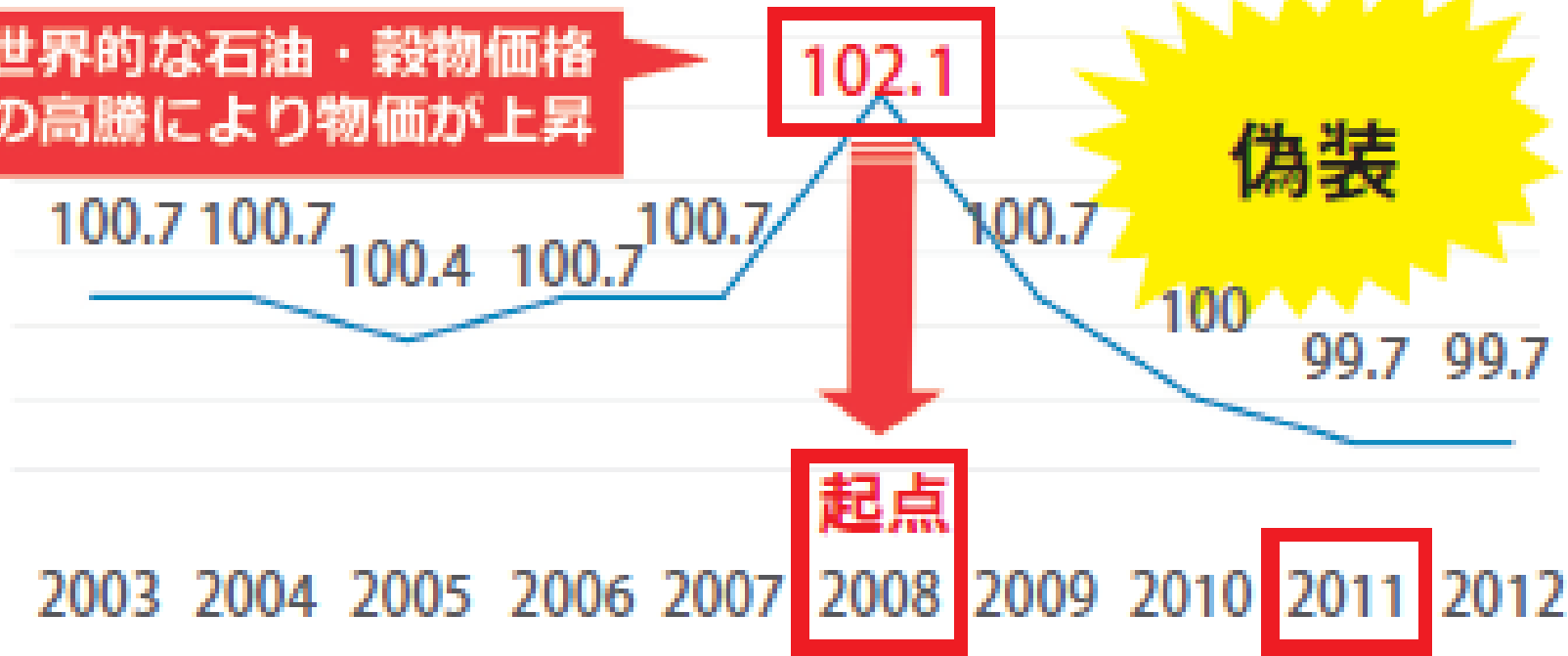


総務省の計算方法では 2.35%の物価下落なのに、厚労省の計算方式では 4.78%と2倍以上の下落率となった(図1)のは、この間大きく物価が下落したテレビやパソコン等、生活保護世帯があまり買えない教養娯楽に属する品目(図2)の物価下落の影響が増幅されたと指摘。

判決の
ポイント②

物価高騰した年を起点にしたらアカン!!

世界的な石油・穀物価格
の高騰により物価が上昇



石油や穀物の価格が高騰した 2008 年を起点として 2011 年までの物価下落を計算したら 2008 年の特異な物価上昇が練り込まれて下落率が大きくなることは明らかだったと指摘。

「統計等の客観的数値」や「専門的知見との整合性」を欠き違法！

相次ぐ棄却判決

令和2年6月25日 名古屋地裁判決 棄却

令和3年2月22日 大阪地裁判決 認容

令和3年3月29日 札幌地裁判決 棄却

令和3年5月12日 福岡地裁判決 NHK受診料 棄却

令和3年9月14日 京都地裁判決 NHK受診料 棄却

令和3年11月25日 金沢地裁判決 NHK受診料 棄却

令和3年12月16日 神戸地裁判決 棄却

令和4年3月7日 秋田地裁判決 棄却

令和4年5月13日 佐賀地裁判決 棄却

判決文「コピペ」か

生活保護費引き下げ 京都・金沢地裁

誤字も同じ文章酷似

生活保護費の基準引き下げは生活保護法に反するとして、引き下げ処分を取り消しなどを求めた集団訴訟で、原告（生活保護受給者）の訴えを退けた5月14日の福岡地裁判決以降の2件の判決文（全孝心）が、驚くほど文章も酷似していることが15日、信濃毎日新聞の取材で分かった。訴訟に関与する弁護士は、前の判決をパソコン上でコピーして貼り付ける「コピペ」をして判決文を作成しているとみている。

判決文が酷似している1例（下線は本紙が挿入）

福岡地裁 5月12日 1017
 テレビやパソコン等は、生活扶助により購入することがあり得る品目であって、生活扶助により支出することが想定されない非生活扶助相当品目（医療費、NHK受診料等）とは明らかに性質を異にするというべきである。

京都地裁 9月14日 1067
 テレビ、パソコン等は、生活保護受給世帯が生活扶助により購入することがあり得る品目であって、およそ生活扶助により支出することが想定されていない非生活扶助相当品目（医療費、NHK受診料等）とは明らかに性質を異にする。

金沢地裁 11月25日 987
 テレビやパソコンは生活扶助により購入することがあり得る品目であるから、生活扶助において除外された医療費、NHK受診料等生活扶助により支出することが想定されず、これらは性質を異にするといえる。

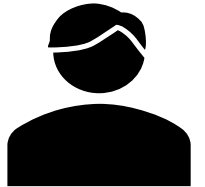
裁判官の本気度疑われる

元福岡高等裁判所判事（職判）の森野俊彦弁護士は、同種事案で結論や理由が前に出た判決と同じであれば、判決文が似ることにはあるが、誤字まで同じというのはコピペしただけの可能性が高い。3人の裁判官の合議で請求棄却が免れないと判断したとしても、訴えを提起した原告らの心情を思いやる姿勢、その理由については、心血を注いで起案し、批判を仰ぐべきだ。それがコピペで起案されることになれば、事件に対する裁判官の本気度が疑われる。合議事件の場合、普通は最も若い左席が判決文を起案するが、間違があれば判事長が気づいて訂正されるはずだ。看過されるのは、緊張感が欠如しているといわれても理解できない。

生活保護基準引き下げ訴訟 国は2013年8月から3年間で生活保護の生活費部分である生活扶助の基準を平均6.5%、最大10%引き下げた。これに対し、生活保護受給者が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を定めた憲法や生活保護法に違反する」と自治体に引き下げ処分の取り消しなどを求め、29都道府県で計約1000人が原告になった。引き下げは物価下落を採用したこと、厚生労働省が定めた物価指数の是非などが争点。判決を言い渡した地裁のうち大阪地裁は、引き下げ判断は客観的数値や専門的知見と責任を欠く。裁量権の逸脱や乱用があり違法性を取り消した。他の5地裁は「裁量権の逸脱や乱用はない」などと請求を棄却した。

「NHK受診料」

まさに国民の皆さまの疑念を生じさせる事態となったことについて、裁判所の信頼を揺るがしかねないものとして重く受け止める



最高裁長官
代理の行政局長

熊本地裁(5月25日)・東京地裁(6月24日)で相次ぐ認容判決

①大阪地裁判決同様、デフレ調整を違法と判断

大阪地裁判決
よりも
踏み込んだ
判断

②老齢加算最判から導かれる司法審査の枠組み

③基準部会等の専門家の関与の位置づけ

④物価を考慮すること自体が違法

⑤ゆがみ調整に加えてデフレ調整を行うことが違法

⑥ゆがみ調整の数値を増額となる高齢世帯の数値も含めて一律2分の1としたことが違法(熊本地裁)

東京地裁判決が示した判断枠組み

○基準改定が基準部会等の審議検討を経た場合

☛そこで行われた審議検討を踏まえて判断

○基準改定が基準部会等の審議検討を経なかった場合

☛当該改定が専門的知見に基づく高度の専門技術的考察を経たものであることを被告側で十分な説明をすることを要し、その説明内容について判断

物価下落 判断誤り

生活保護費を引き下げた国の減額処分に横浜地裁が十九日、「ノー」を突き付けた。判決の後、原告側弁護士が地裁前で「勝訴」の垂れ幕を掲げると、受給者や支援者らは拍手で迎え、涙ぐむ人もいた。ただ、物価高の現在も、安倍政権下で決定した保護費の基準は変わらず引き下げられたままだ。生活環境が厳しくなっている受給者は「保護費を上げてほしい」と窮状を訴えた。弁護団は「最高裁まで争えばさらに時間がかかる。国は政治決着も考えるべきだ」と国にボールを投げた。

(森田真奈子) ①面参照



判決を受けて喜ぶ原告ら 19日、横浜市中区の横浜地裁前で

生活保護減額 訴訟

「もう限界 実態みて」

原告勝訴4件目

「裁判所が引き下げた不当性を認めてくれてうれしい」

原告の一人で相模原市の男性(58)は判決後、そう喜んだ。二十八歳で関節リウマチを発症し、三十四歳で生活保護を受け始めた。その後脳梗塞で左半身がまひ状態になり障害者手帳を取得。二〇一三年に物価下落を理由に生活保護費が減額されたことを「物価が下がった実感がなく、決定にがくせんとした」と振り返る。

現在の家賃を除いた支給額は障害者加算を含め月に十万円ほど。このうち食費や光熱費に充てる生活扶助費の支給額は一三年以降に約八千円下がり、現在は約七万六千円。最近の物価高で夏場の電気代は月に三千元も上がったという。「固定費が上がると食費を削るしかなく、もう限界。国は受給者の生活実態をみて保護費を上げて」と求めた。

判決は、厚生労働省が基

準額を引き下げた「デフレ調整」で、総務省のデータを問わず下落幅の大きい独自の基準を用いた上で、支給基準などを検討する専門家部会の議論を経なかったことを問題視。「決定の影



2022年10月19日

横浜地裁でも 勝訴！ (4勝目)

生活保護費引き下げ訴訟

勝訴「全国に勇氣」

「変更決定をいずれも取り消す」――。宮崎市の生活保護費引き下げ決定の取り消しを求めた裁判で、宮崎地裁が10日、受給者の訴えを認める判決を言い渡した。2014年の提訴から9年。原告や弁護団は、東京地裁などに続く5件目の



「勝訴」の紙を掲げる弁護団＝宮崎市旭2丁目

勝訴判決を歓迎し、「全国の裁判で戦っている原告に勇氣を与える」と喜んだ。

「この判決は原告の主張をすべて認める判決です」

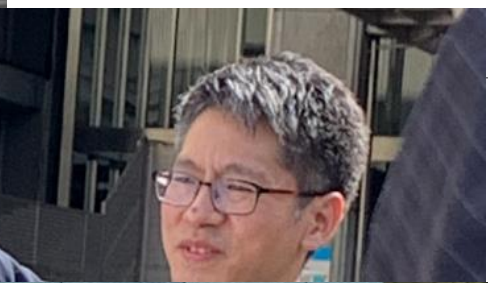
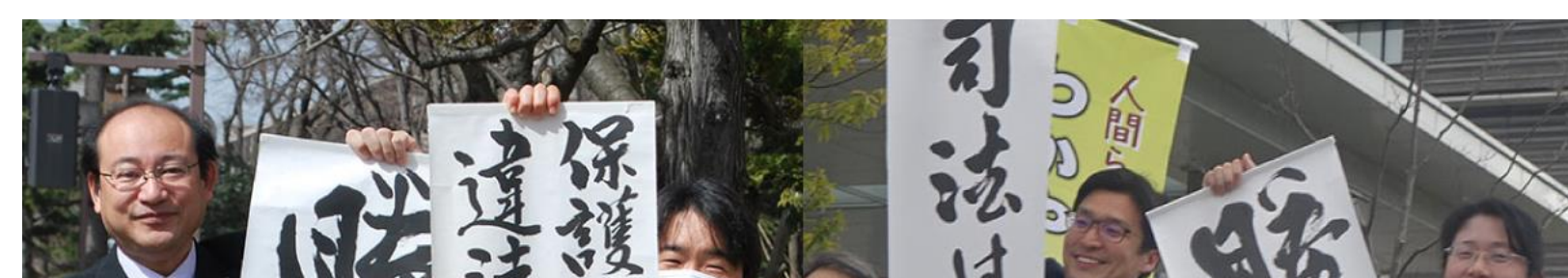
判決を言い渡した後、小島清二裁判長は「最後に」と切りだし、提訴から判決までに長い時間が経過したことに言及。その間に原告の1人の70代男性が亡くなったことを、「一裁判官として遺憾に思っている」と述べた。原告や支持者らは法廷で握手し、涙を流す人もいた。

同様の訴訟は全国29地裁で起こされ、宮崎地裁判決は大阪、熊本、東京、横浜の4地裁に続く5件目の勝

2023年2月10日

宮崎地裁でも勝訴！

裁判長「提訴から長い時間が経過し原告1人が亡くなったことは一裁判官として遺憾」



前例のない
2023年3月24日
青森地裁・和歌山

昨年10月
2023年3月
さいたま地裁



6連勝で遂に勝敗数(9勝9敗)並ぶ!
2023年4月11日
奈良地裁で9例目の勝訴判決

一転して、相次ぐ認容判決

令和4年5月25日 熊本地裁判決 認容

令和4年6月24日 東京地裁判決 認容

令和4年7月27日 仙台地裁判決 棄却

令和4年10月19日 横浜地裁判決 認容

令和5年2月10日 宮崎地裁判決 認容

令和5年3月24日 青森地裁判決 認容

令和5年3月24日 和歌山地裁判決 認容

令和5年3月29日 さいたま地裁判決 認容

令和5年4月11日 奈良地裁判決 認容

令和5年4月13日 大津地裁判決 棄却

相次ぐ勝訴判決で、潮目が変わる！

- 19判決のうち9勝10敗（勝率4割7分3厘）。
- 昨年5月からは8勝2敗！（勝率8割！）
- 東京・大阪・横浜＋6つの地方で勝てた意義は大きい。
- 勝訴判決の書き方のパターンが出来てきた。
- 「3本の矢は折れない」＝「9本の矢は絶対に折れない」
 - ☞ 10本目、11本目は必ず出る！

	専門家 (基準部 会)を無 視したこ と	物価を考 慮したこ と	デフレ調整		ゆがみ調整 の数値を一 律2分の1にし たこと	ゆがみ調整 に加えデフレ 調整を行った こと	生活保護 受給世帯 への影響 の重大さ
			平成20年を起 点にしたこと	物価下落が大 きくなる計算方 法を使ったこと			
大阪地裁	—	—	○	○	—	—	—
熊本地裁	○	○	○	○	○	○	—
東京地裁	○	○	○	○	×	○	○
横浜地裁	○	○	○	○	×	○	○
宮崎地裁	○	—	○	○	×	—	○
青森地裁	○	—	○	○	×	○	—
和歌山地裁	○	○	○	△	○	—	—
さいたま地裁	×	×	×	×	○	—	—
奈良地裁	○	△	○	○	×	—	—

2023年4月14日

控訴審最初の 大阪高裁で 逆転敗訴判決

2023/4/18



名古屋地裁をはじめとする不当判決群への「先祖返り判決」

○「生活保護法は外部専門家による検証を要件としていないから、厚生労働大臣による判断の合理性を担保する一手段に過ぎない」と、厚生労働大臣自体に専門性が備わっていることを前提に、専門家機関の役割を否定

☛立法当初の議論や従前の保護基準改定の経緯に真っ向から反する

○老齢加算訴訟最高裁判決が求めた「専門的知見との整合性」の審査について、違法となるのを「確立した専門的知見との矛盾が認められる場合」に限定し、個別論点では「一定の(それなりの)合理性」という薄弱な根拠で国の主張を丸のみ

☛原告側に不可能な立証責任を課し、厚労省が独自に勝手なことをすればするほど許されることになる

名古屋地裁をはじめとする不当判決群への「先祖返り判決」

○ デフレ調整にあたり、「生活保護受給世帯の消費構造を考慮するか、考慮するとしてどの程度考慮するかは、…厚生労働大臣の裁量」とし、肝心の「生活保護世帯に4.78%もの可処分所得の増加があった」との判断に「統計等の客観的数値や専門的知見との整合性」があるかについて一切審査せず（大阪地裁との違い）

☛ 保護基準は、「要保護者の最低限度の生活の需要」を満たすものでなければならぬとする生活保護法8条2項の裁量統制機能を全く考慮していないことに起因

○ 「（引下げで）親族や知人との交流を断念せざるを得ないなどの窮状に陥り、多大な苦痛を感じていることは容易に理解できる」としながら、「リーマンショック後の経済状況の悪化の中で…国民の多くが感じた苦痛と同質のもの」と切り捨て

☛ 「みんな苦しいんだから我慢しろ」という、ナショナルミニマムとしての保護基準の意義を理解しない判断

理論的には十分克服可能

しかし、この国の三権分立が機能するのかが問われている裁判で、司法が職責を果たすためにはもう一つ乗り越えないといけない課題が。。

裁判官人事の在り方の問題

～原発訴訟、外国人訴訟等と共通する課題

裁判所と大手事務所の「癒着」?

大阪高裁判決の主任裁判官は、弁護士任官者だが、大手渉外事務所出身者

後藤秀典 「フリー・ジャーナリスト」 ごとう ひであのり

「国に責任はない」
原発国賠訴訟・最高裁判決は誰がつくったか
 裁判所、国、東京電力、巨大法律事務所の系譜

雑誌「経済」
 2023年
 5月号

「判検交流」の問題

裁判官が国側訟務検事に出向し、裁判官に戻って国を被告とする事件を担当

埼玉の訟務検事が金沢の裁判官に



大阪訴訟の舞台が最高裁に移る中、他の地裁、高裁で改めて勝訴を積み重ねていくことが重要

○ 名古屋高裁では、3月15日：鈴木雄大准教授（北海学園大学）、3月16日：厚労省官僚（数理職）の尋問、7月14日結審、年内判決か

○ 年内に3地裁で判決予定（5月26日千葉、30日静岡、10月2日に広島）

○ 大阪高判はタダの「先祖返り」。理は私たちの側にあり、訴訟判断の潮目は完全に変わっていることに確信を！



